

政策会議付議事案書 (令和7年1月7日)

提案課名 秦野駅北口にぎわい創造担当

報告者名 上松 太一

<p>事案名</p>	<p>秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道705号沿道の土地利用の方針について</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>目的・必要性</p>	<p>秦野駅北口周辺のにぎわい創造に向け、現在、策定を進めている、中心市街地活性化基本計画に定める事業として、拡幅整備が進む、県道705号沿いの本町一丁目及び本町二丁目における具体的な土地利用の方針を決定し、土地の集約及び整理を一層進め、事業の進捗を図るものです。</p>	
<p>経過・検討結果</p>	<p>令和3年12月 「小田急線4駅周辺にぎわい創造に向けた中心市街地活性化方針」を決定</p> <p>令和4年 4月 「秦野市商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例」を施行</p> <p>〃 8月 「商業・業務系土地利用推進重点区域」を指定</p> <p>令和5年11月 「秦野駅北口周辺まちづくりビジョン」を策定 「秦野駅北口周辺にぎわい創造に向けた県道705号沿道の土地利用の方向性について」決定</p> <p>令和6年 6月～ 画地の整理に向けた市有地等隣接権利者への意向調査及び補償額算定のための家屋調査を開始</p> <p>〃 8月 「はだののミライラボ2024夏」の会場にて多世代交流拠点に求める機能ニーズやイメージ調査を実施</p> <p>〃 9月 「中心市街地活性化基本計画(案)」パブリックコメント実施</p> <p>〃 10月 第1回秦野駅北口周辺多世代交流施設市民検討会を開催</p> <p>〃 11月 本町二丁目地権者意見交換会(事業説明)</p>	
<p>決定等を要する事項</p>	<p>にぎわい創造に向け、中心市街地活性化基本計画区域内において、県道705号沿道における土地利用の方針を次のとおり決定すること。【資料1】</p> <p>1 本町一丁目において、商業・業務の新たな核づくりを推進するため、商業・業務系施設の誘致を行うエリアとして、「商業・業務土地利用推進1」及び「商業・業務土地利用推進2」の工区を設定し、次のとおり事業を進めること。</p> <p>【資料2】</p> <p>(1) 事業用地及び代替地の取得、補償、交換等</p> <p>(2) 企業誘致契約及び土地の売却</p>	

決定等を要する事項	<p>2 本町二丁目において、まちの中核となる交流拠点を形成するため、「多世代交流施設整備事業区域」を設定し、次のとおり事業を進めること。【資料3】</p> <p>(1) 事業用地及び代替地の取得、補償、交換等</p> <p>(2) 多世代交流施設の整備</p>
今後の取扱い	<p>令和 7年1月 内閣府へ中心市街地活性化基本計画の認定を申請 国土交通省へ社会資本総合整備計画の提出</p> <p>3月 中心市街地活性化基本計画の大臣認定</p> <p>4月～ 用地の取得、補償、交換等の交渉及び契約の締結 代替地の取得 商業地における企業等の立地及び施設再整備の推進に関する条例の改正 企業誘致公募条件及び区域内赤道の取扱いの整理並びに公募多世代交流施設基本計画策定（事業手法及び機能の決定）</p> <p>令和8年度 秦野市土地開発公社、土地開発基金で取得した土地の買戻し 企業誘致契約（土地の売却） 多世代交流施設の要求水準の決定、事業者公募、事業者選定、契約（議決事項）</p> <p>令和9年度 多世代交流施設の設計 中心市街地活性化基本計画（第2期）の策定準備着手</p> <p>令和10年度 施設整備工事 多世代交流施設設置条例の制定</p> <p>令和11年度 竣工、供用開始</p> <p>令和12年1月 中心市街地活性化基本計画（第2期）の認定申請</p> <p>3月 中心市街地活性化基本計画の完了及び事業評価</p>





